

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
 東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第５項から第７項までの規定中「補填分」を「補填分」に改める。

附則に次の１項を加える。

- ８ 平成２６年度分及び平成２７年度分の第１８条第１項第１号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第２中

「３ 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第１０５条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第９９条第１項及び第２項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第４章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	１００パーセント

備考

- １ 高齢者人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満７５歳以上の人口による。
- ２ 人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「３ 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第１０５条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第９９条第１項及び第２項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第４章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	１００パーセント

- ４ 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	１００パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	１００パーセント
保険料未収金補填分相当額	１００パーセント
保険料所得割額減額分相当額	１００パーセント
葬祭費相当額	１００パーセント

備考

- １ 高齢者人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第６条第１項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満７５歳以上の人口による。
- ２ 人口割については、前年度の１月１日現在の住民基本台帳に基づく人

口による。

- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

」

とする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。